

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
4月28日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

救急病院でなくなった医療機関(医療政策課)……………二

救急病院の認定(医療政策課)……………二

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………二

岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………二

土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課)……………三

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………三

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課)……………四

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………五

道路の位置の指定(建築指導課)……………六

○公告

令和二年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課)……………六

令和二年度消防設備士講習の実施(消防保安課)……………八

契約の締結(情報企画課)……………九

基本測量の実施の終了(監理課)……………九

公共測量の実施(監理課)……………九

○公安委公告

契約の締結……………九

山口県告示第四百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
社会医療法人いち樹会尾中病院	内科	宇部市常盤町二丁目四番五号	令和二、二、二九
正木内科医院	内科	大島郡周防大島町大字西安下庄二六の八	〃 〃 二二
あい薬局	薬局	宇部市常盤町二丁目五番二二号	〃 〃 二九
長谷薬局	薬局	山口市小郡下郷一二三九の三	〃 〃 〃
緑町薬局	薬局	防府市緑町一丁目三番一九号	〃 〃 〃

山口県告示第四百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会医療法人いち樹会尾中病院	内科	宇部市寿町一丁目三番二八号	令和二、三、一
わたなべクリニク	内科	〃 西小串六丁目五番五〇号	〃 〃 四、〃
正木内科医院	内科	大島郡周防大島町大字西安下庄二六の八	〃 〃 二、二三
上関町立海のまち診療所	内科	熊毛郡上関町大字長島五八二の三	〃 〃 四、六
熊毛中央歯科	歯科	周南市高水原一丁目三番一九号	〃 〃 〃 一
あい薬局	薬局	宇部市寿町一丁目三番一八号	〃 〃 三、〃

ペリカンこころ薬局	〃	西小串六丁目五番五二号	〃	四、	〃
五葉つじ薬局	〃	北琴芝二丁目三番一号	〃	〃	〃
長谷薬局	〃	山口市小郡下郷一二三九の三	〃	三、	〃
緑町薬局	〃	防府市緑町一丁目三番一九号	〃	〃	〃

山口県告示第四百二十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

令和二年四月二十八日

名称	山口県知事	村岡 嗣 政
社会医療法人いち樹会尾中病院	宇部市常盤町二丁目四番五号	
周防大島町立橋病院	大島郡周防大島町大字西安下庄三九二〇の一七	

山口県告示第四百二十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年四月二十八日

名称	山口県知事	村岡 嗣 政
社会医療法人いち樹会尾中病院	宇部市寿町一丁目三番二八号	令和五、二、二八

山口県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年四月二十八日

土地改良区の名称	山口県知事	村岡 嗣 政
認可年月日		

下関市豊浦町土地改良区 令和二、四、一四

山口県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画下水道事業岩国市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和二十七年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、元町四丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、立石町一丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、立石町四丁目、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、錦見一丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、錦見四丁目、錦見五丁目、錦見六丁目、錦見七丁目、錦見八丁目、麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町四丁目、麻里布町五丁目、麻里布町六丁目、麻里布町七丁目、今津町一丁目、今津町二丁目、今津町三丁目、今津町四丁目、今津町五丁目、今津町六丁目、室の木町一丁目、室の木町二丁目、室の木町三丁目、室の木町四丁目、室の木町五丁目、山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目、山手町四丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、飯田町一丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、飯田町四丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国四丁目、日の出町、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、門前町一丁目、門前町二丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、平田四丁目、平田五丁目、平田六丁目、南岩国町一丁目、南岩国町二丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目、灘町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、川下町一丁目、川下町二丁目、川下町三丁目、車町一丁目、車町二丁目、車町三丁目、中津町一

丁目、中津町二丁目、中津町三丁目、楠町一丁目、楠町二丁目及び楠町三丁目

山口県告示第百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
上田中町(一)(6)、彦島老町(一)(8)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百二十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
春日町(一)(1)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第百四十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
和木(一)(3)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
上田中町(一)(6)、彦島老町(一)(8)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
春日町(一)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
美和町生見(二)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
和木(三)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
上田中町(一)(6)、彦島老町(一)(8)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百二十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
春日町(一)(1)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
和木(一)(3)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
上田中町(一)(6)、彦島老町(一)(8)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
春日町(一)(1)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
美和町生見(二)(29)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
和木(一)(3)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

入証紙には、消印をしないこと。
六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三―二三九）又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三一九二二―三七七九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一〇五) 令和二年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定に基づき、令和二年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消防設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消防設備

日	時	場	所
令和二、九、一五	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号	山口市湯田温泉五丁目一番一号
〃	〃	〃	山口市湯田温泉五丁目一番一号
〃	〃	〃	山口市湯田温泉五丁目一番一号

周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(二) 警報設備

日	時	場	所
令和二、一〇、二七	午前九時三十分から 午後五時まで	宇部市大字川上七四	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四

山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県農協同組合宇部統括本部
山口県婦人教育文化会館

〃 二九 〃

周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

日	時	場	所
令和二、一〇、一三	午前九時三十分から 午後五時まで	宇部市大字川上七四	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	〃	宇部市大字川上七四

周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和二年七月二十日（月曜日）から同年八月十三日（木曜日）までの間に、山口市葵二丁目五番六九号（郵便番号七五三―〇八二二）一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三―二三九）又は一般社団法人山口県消防設備協会（電話〇八三一九二二―三七七八）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和二年度山口県情報セキュリティクラウド運用業務
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ジャネットス 山口市小郡下郷二一三九番地
- 六 契約金額
七千六百六十一万九千四百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政

(二〇七) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 二 作業の地域

山口県全域
三 作業の期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

(二〇八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

公 告
契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和二年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ICカード	二十二万七千七百枚
-------------	-----------

運輸経歴証明書用カードベース	五千七百枚
運輸免許証作成用インクリボン	百十七箱

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和二年三月三十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社 DNP アイティシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 契約金額

運輸免許証用 IC カード	九百枚当たり三十一万七千七百九十円
運輸経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万五千六百円
運輸免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万四千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政